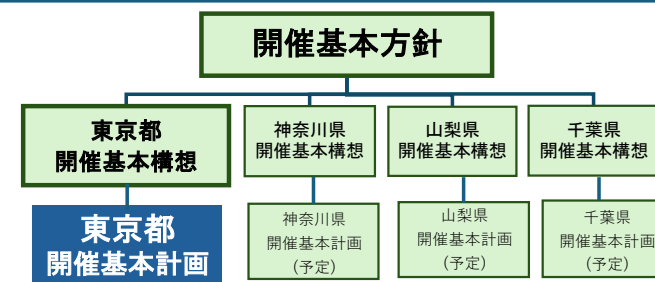


令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都開催基本計画（概要版）

第1 目的

令和9年度全国高等学校総合体育大会を運営するために、東京都では、開催基本方針及び東京都開催基本構想に基づき、次の事項について、計画する。

○競技種目別大会 ○広報 ○報道 ○宿泊 ○保健医療 ○輸送・交通 ○警備・防災 ○高校生活動



事 項	趣 旨 等	内 容
第2 競技種目別大会	趣旨 全国高等学校総合体育大会開催基準要項に依拠するとともに、東京都実行委員会、東京都高等学校体育連盟及び都競技団体が連携・協働を図りながら、効率的な大会運営を目指す。 競技種目・競技会場・競技日程 水泳（競泳・飛込）、バスケットボール（女子）、ハンドボール、バドミントン、柔道、ローイング、ホッケー、空手道、少林寺拳法 ※競技会場及び競技日程については、本文参照	○競技会場・練習会場及び競技種目別大会開・閉会式 東京2020大会、東京2025デフリンピックなどの国際大会で使用した既存の施設・設備を有効活用 ○競技用具・備品 都競技団体及び競技会場が現有しているものを有効活用 ○競技・運営役員等の編成及び育成 役員等は、各団体等と十分協議・調整のうえ編成、必要最低限の人数で最大の効果を得られるよう、適正に配置 ○中央競技団体との連絡・調整 最新情報（ルールの変更等）の入手等、中央競技団体と緊密に情報交換 ○スポーツの振興等 各競技会場で高校生の協力を得ながら、子供たちが運動やスポーツに親しむことができる取組を実施

事 項	趣 旨	内 容
第 3 広報	高校生をはじめ広く都民の理解と協力のもと、各種広報媒体を活用し、積極的な広報活動を展開する。 対象と目的に応じて、時機と手段を適切に選択し、効果的な広報を行う。	○運営組織 南関東各県実行委員会、高校生活動推進委員会及び関係機関等と緊密に連携・協働 ○主な対象と目的 都内中学生、高校生等へのスポーツに対する理解促進、生涯スポーツの推進、来訪者へのおもてなし活動の参加、都の多彩な魅力へ触れる機会の提供 ○主要事業 デジタル・リアルの多様なメディアの活用、高校生活動と協働した積極的な広報活動の展開、大会開催の気運醸成
第 4 報道	競技記録を収集し、競技結果を報道機関及び大会関係団体等へ正確かつ迅速に提供する。 円滑な報道活動が行われるよう、必要な連絡調整を行い、大会報道取材の便宜を図る。	○運営組織 南関東各県実行委員会及び関係機関・団体等と緊密に連携・協働 ○報道協議会の設置 報道事業の円滑な運営のため、神奈川県に設置する報道協議会と連携 ○記録センターとの連携 競技記録の収集等、神奈川県に設置する記録センターと連携
第 5 宿泊	大会参加者が十分休養できるよう、快適かつ安全な宿舎の提供に努める。	○運営組織 全国高等学校体育連盟及び配宿業務事業者と連携 ○宿舎及び配宿 競技会場に近い宿泊施設の確保（宿泊料金は、全国高等学校総合体育大会中央委員会で決定。風紀上又は衛生上支障があると認められる宿泊施設には配宿させない。） ○食事 衛生的で品質及び栄養量等を考慮した献立
第 6 保健医療	良好な条件のもとに競技、運営、取材及び観覧ができるよう、医療救護、環境・食品衛生等の対策に万全を期す。	○運営組織 四都県が連携し、関係機関・団体等と協力 ○医療救護対策 熱中症を含む傷病発生の未然防止、傷病発生時の迅速かつ適切な対応 ○環境・食品衛生対策 施設及びその周辺の環境浄化、食品等に起因する事故の未然防止

事 項	趣 旨	内 容
第 7 輸送・交通	警察、道路管理者、公共交通機関、その他関係機関・団体等と連携を図り、道路及び交通状況を十分考慮し、安全で円滑な輸送に努める。	○運営組織 警察、道路管理者、公共交通機関、その他関係機関・団体等と協力 ○輸送・交通対策 大会の進行計画、参加人数等に基づき各種輸送計画を必要に応じ作成 輸送の原則は公共交通機関とし、必要に応じて増便又は計画輸送について配慮 ○公共交通機関との協力体制 公共交通機関に協力を依頼し、輸送力の確保 ○輸送・交通の案内 交通規制を行う場合の事前呼びかけ、主要駅等への交通案内板の設置など、交通混雑の緩和と安全確保
第 8 警備・防災	警察、消防、その他関係機関・団体等と連携を図りながら、大会の安全かつ円滑な運営に努める。	○運営組織 警察、消防、その他関係機関・団体等と協力 ○警備対策 関連施設等での事件・事故の発生防止及び発生時における措置に関する警備計画の作成、一般観覧者等の整理・誘導及び事故防止、会場周辺の警備及び犯罪の防止 ○防災対策 関連施設等での火災その他の災害の予防、災害発生時における措置に関する防災計画の作成、災害時の避難誘導等 ○大会期間中における危機管理対策 大規模災害等の緊急事案が発生した場合の迅速かつ的確な対策、一般観覧者等の安全確保及び避難誘導、救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
第 9 高校生活動	高校生が大会開催に「支える」「応援する」立場から携わることで、豊かな人間関係を築くとともに、感動や達成感を味わうことができる活動を推進する。	○活動体制 主に広報活動を担当する「東京都高校生活動推進委員会」を組織 ○主要事業 広報・おもてなし活動、運営補助（各競技種目別大会）、草花装飾活動

第 1 号議案

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会 東京都開催基本計画

第 1 目的

令和 9 年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）を運営するために、東京都では、南関東ブロック開催基本方針及び東京都開催基本構想に基づき、次の事項について、以下のとおり計画する。

第 2 競技種目別大会

1 趣 旨

競技種目別大会は、全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下「開催基準要項」という。）に依拠するとともに、東京都実行委員会（以下「都実行委員会」という。）、東京都高等学校体育連盟（以下「都高体連」という。）及び都競技団体が連携・協働を図りながら、効率的な大会運営を目指す。

2 競技種目・競技会場・競技日程

競技種目	競技会場	競技日程
(1) 水泳（競泳・飛込）	東京アクアティクスセンター	8 月 17 日から 8 月 20 日まで
(2) バスケットボール（女子）	東京体育館	7 月 30 日から 8 月 4 日まで
(3) ハンドボール	京王アリーナTOKYO エスフォルタアリーナ八王子 駒沢オリンピック公園総合運動場 体育館	7 月 29 日から 8 月 3 日まで
(4) バドミントン	京王アリーナTOKYO エスフォルタアリーナ八王子	8 月 4 日から 8 月 8 日まで
(5) 柔道	東京体育館	8 月 6 日から 8 月 10 日まで
(6) ローイング	海の森水上競技場	8 月 5 日から 8 月 8 日まで
(7) ホッケー	大井ホッケー競技場 駒沢オリンピック公園総合運動場 第一球技場	7 月 31 日から 8 月 4 日まで
(8) 空手道	東京武道館	7 月 30 日から 8 月 1 日まで
(9) 少林寺拳法	大田区総合体育館	7 月 28 日から 7 月 30 日まで

3 競技会場・練習会場及び競技種目別大会開・閉会式

(1) 競技会場・設備

ア 全国から集まるトップアスリートたちが、その実力を思う存分に発揮できるスポーツ施設を設定する。

イ 東京 2020 大会、東京 2025 デフリンピックなどの国際大会で使用した既存の施設・設備を有効に活用する。

ウ 2 競技種目を同一会場で行うことにより大会運営の効率化を図る。

(2) 練習会場

原則として、学校の体育館等、既存の施設を活用するとともに、勝ち残りチーム数、人数等を考慮し、その数を必要最小限にとどめる。

(3) 競技種目別大会開・閉会式

開・閉会式は華美にならないように、簡素化に努める。

4 競技用具・備品

(1) 競技用具・備品（以下「競技用具等」という。）については、都高体連、都競技団体及び競技会場が現有しているものを有効活用し、原則として新たな競技用具等の購入は行わない。

(2) 競技用具等に不足が生じた場合には、南関東四都県が所有する競技用具等の借用に努める。ただし、南関東四都県の所有する競技用具等で賄えない場合は、可能な限り近隣県からの借用に努める。

5 競技・運営役員等の編成及び育成

(1) 競技・運営役員及び競技・運営補助員（以下「競技・運営役員等」という。）の編成は、都実行委員会が全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）競技専門部、都高体連競技専門部、都競技団体等と十分協議・調整のうえ編成する。

(2) 競技・運営役員等は原則として都内関係者で編成し、必要最低限の人数で最大の効果を得ることができるよう適正な配置を行う。

(3) 競技運営上、都外関係者に協力を要請しなければならない場合は、南関東四都県又は近隣県の関係者を優先する。

(4) 編成に当たっては、学校関係者の協力が得られるよう配慮する。また、高校生活動の場ともなるよう計画する。

(5) 競技・運営役員等の育成については、都実行委員会、都高体連、都競技団体等が密接な連携のもとに計画的に実施する。

6 中央競技団体との連絡・調整

準備から開催に至るまでの期間、中央競技団体と緊密に情報交換を行い、最新情報（ルールの変更等）を入手しながら慎重に進めていく。

7 スポーツの振興等

- (1) 部活動に所属している高校生の協力を得ながら、都で開催する競技種目をはじめとしたスポーツの振興を図る。
- (2) 各競技会場で体験スペースを設ける等、子供たちが運動やスポーツに親しむことができる取組を実施する。
- (3) 選手や大会を支える高校生同士が友情を深められるよう高校生活動とも連携し、交流の仕方を工夫していく。
- (4) スマートフォンなどの端末から見られる電子パンフレット・リーフレットを用意することで、紙資源の使用を最小限に抑える。

第3 広報

1 趣 旨

大会の開催に当たり、高校生をはじめ広く都民の理解と協力のもと、全国から訪れる関係者を温かく迎え、高校生最大のスポーツの祭典にふさわしい大会とするため、各種の広報媒体を活用し、積極的な広報活動を展開する。

なお、広報活動の展開に当たっては、対象と目的に応じて、時機と手段を適切に選択し、効果的な広報を行う。

2 運営組織

広報活動の実施については、南関東各県実行委員会、高校生活動推進委員会、関係機関・団体等と緊密に連携・協働しながら推進するものとする。

3 主な対象と目的

- (1) 都内中学生、高校生等とその保護者及び家族並びに学校関係者

出場する選手だけでなく、「みる」、「支える」といった様々な立場から、幅広く、主体的に大会に参画してもらい、スポーツに関わることで得られる価値観を共有することで、スポーツに対する理解を促進し、生涯を通じたスポーツの推進につなげることを目指す。

- (2) 都民及び都内スポーツ団体・関係企業等

広く大会開催に対する理解と協力を得ることにより、安全・安心な大会運営、高校生に対する応援、来訪者へのおもてなし活動への参加など、大会の成功に向けた活動にそれぞれの立場から参画してもらうことを目指す。

- (3) 都外からの来訪者（大会参加者を含む。）

安心して大会に参加する、又は大会を観覧できるようにするとともに、東京都の江戸から続く伝統、最先端の文化、特色ある食やイベントなどに触れてもらうことにより、都の多彩な魅力を発信する絶好の機会とする。

4 主要事業

前項に示した対象に対する広報目的を達成するため、次の事業を行う。

なお、事業を行うに当たっては、高校生活動の一環として、高校生が主体的な活動を行うこともできるよう配慮する。

(1) 大会愛称等の普及

(2) 多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用した積極的な広報活動を展開することにより、大会開催の気運を高める。

ア インターネットやSNSによる発信

イ PR動画・広報グッズの作成

ウ 主要駅でのデジタルサイネージ広告の展開

エ 屋外広告物（横断（懸垂）幕、看板等）の設置

オ 各種印刷物（総合ポスターや東京都の既存の刊行物等）の作成

(3) 報告書等の作成

大会の感動と興奮を永く記録に留め、開催の成果を財産として未来へ継承するため、報告書等を作成する。

第4 報道

1 趣 旨

大会の開催に当たり、競技記録を収集し、競技結果を報道機関及び大会関係団体等へ正確かつ迅速に提供するとともに、円滑な報道活動が行われるよう、必要な連絡調整を行い、大会報道取材の便宜を図る。

2 運営組織

報道活動の実施については、報道機関の協力を得るとともに、南関東各県実行委員会及び関係機関・団体等と緊密に連携・協働しながら推進するものとする。

3 報道協議会の設置

報道に関する連絡調整等を行い、報道事業の円滑な運営を図るため、神奈川県に設置する報道関係者による報道協議会と連携を図る。

4 記録センターとの連携

競技記録の収集及び競技結果の提供等、神奈川県に設置する記録センターと連携を図る。

第5 宿泊

1 趣 旨

大会に参加する都道府県の本部役員、選手、監督、大会役員、競技・運営役員、競技・運営補助員、視察員、報道関係者等（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者が十分休養できるよう快適かつ安全な宿舎の提供に努める。

2 運営組織

全国高等学校体育連盟及び配宿業務事業者と連携して行うものとする。

3 宿舎及び配宿

(1) 宿舎の確保

大会参加者の宿舎については、可能な限り競技会場に近い宿泊施設の確保に努める。

(2) 配宿の基準

競技会場及び練習会場までの交通の便等を考慮し、配宿する。

(3) 配宿センター

配宿を広域的に行うため、配宿センターを設置する。

(4) 宿泊料金

全国高等学校総合体育大会中央委員会で決定した料金とする。

(5) 宿舎の環境整備

配宿業務事業者には、宿泊施設に対して安全で快適な環境づくりに努めるよう指導することを求めるとともに、風紀上又は衛生上支障があると認められる宿泊施設には配宿させないものとする。

4 食事

大会参加者に提供する食事について、衛生的で品質及び栄養量等を考慮した献立とする。

第6 保健医療

1 趣 旨

大会参加者及び一般観覧者の保健医療については、良好な条件のもとに競技、運営、取材及び観覧ができるよう医療救護、環境・食品衛生等の対策に万全を期す。

2 運営組織

良好な条件のもとに競技、運営、取材及び観覧ができるよう四都県が連携し、関係機関・団体等の協力を得て医療救護、環境・食品衛生等の対策に万全を期す。

3 医療救護対策

- (1) 医療救護については、都実行委員会が医療救護対策業務に関係する機関・団体等に対して協力を要請し、緊密な連携の下に万全な実施体制を整える。
- (2) 都実行委員会は、競技会場、練習会場、宿舎等における大会参加者及び一般観覧者の熱中症を含む傷病発生に対し、適切な措置がとれるよう努める。
- (3) 都実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の熱中症を含む傷病発生を未然に防ぐように努める。

4 環境・食品衛生対策

- (1) 環境・食品衛生については、都実行委員会が環境・食品衛生対策業務に関係する機関・団体等に対して協力を要請し、緊密な連携の下に万全な実施体制を整える。
- (2) 都実行委員会は、食中毒等発生時の対応について所轄の保健所、その他関係機関等との連絡体制を確立する。
- (3) 都実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者に清潔で良好な環境を提供するため、大会で利用する施設及びこれらの周辺における環境浄化に努める。
- (4) 都実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の食品、飲料水等に起因する事故を未然に防ぐように努める。

第7 輸送・交通

1 趣 旨

大会参加者及び一般観覧者の輸送交通については、警察、道路管理者、公共交通機関、その他関係機関・団体等と連携を図り、道路及び交通状況を十分考慮し、安全で円滑な輸送に努める。

2 運営組織

競技種目別大会会場（以下「会場」という。）の輸送交通対策は、警察、道路管理者、公共交通機関、その他関係機関・団体等の協力を得て、都実行委員会が行う。

3 輸送・交通対策

- (1) 都実行委員会は、競技種目別大会の進行計画、参加人数等に基づき、関係機関・団体等と連携を図りながら各種輸送計画等を必要に応じて作成する。
- (2) 大会参加者及び一般観覧者の輸送については、原則として公共交通機関によるものとし、必要に応じて増便又は計画輸送について配慮する。
- (3) 各会場又はその周辺に、大会参加者及び一般観覧者の駐車場を可能な限り確保するよう努めるとともに、その効率的な利用を図る。

4 公共交通機関との協力体制

都実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の輸送については、環境に配慮した安全で円滑な輸送が図られるよう、公共交通機関に協力を依頼し、輸送力の確保に努める。

5 輸送・交通の案内

- (1) 交通規制を行う場合には、各報道関係機関の協力を得るとともに、都内の広報紙、リーフレット、案内表示板等により事前に広報し、大会関係者及び都民に協力を呼びかける。
- (2) 警察及び関係機関・団体等の協力を得ながら、必要に応じて主要駅や道路の主要地点に交通案内板を設置するとともに、交通整理員を配置して交通混雑の緩和と安全の確保に努める。
- (3) 人身事故による交通ダイヤの乱れ等の公共交通機関における事故発生等の緊急時において、大会参加者及び一般観覧者へ迅速な対応ができるよう、公共交通機関その他関係機関・団体等と協力し事前の連絡調整体制を整える。

第8 警備・防災

1 趣 旨

大会における警備・防災対策については、警察、消防、その他関係機関・団体等と連携を図りながら、大会の安全かつ円滑な運営に努める。

2 運営組織

大会における競技種目別開・閉会式会場、競技会場、練習会場及び大会関係者宿泊施設（以下「関連施設等」という。）の警備・防災対策は、警察、消防、その他関係機関・団体等の協力を得て、都実行委員会が行う。

3 警備対策

(1) 都実行委員会は、関連施設等での事件・事故の発生防止及び発生時における措置について、関係機関・団体等の協力を得て警備計画を作成する。

(2) 大会の警備対策における主要業務は次のとおりとする。

- ア 一般観覧者等の整理・誘導及び事故防止
- イ 会場内外の関係付属物件の保安・警備
- ウ 事故発生時の避難誘導及び緊急自動車の出動に伴う整理・誘導
- エ 会場周辺の警備及び犯罪の防止
- オ その他必要な業務

4 防災対策

(1) 都実行委員会は、関連施設等での火災その他の災害の予防及び災害発生時における措置について、関係機関・団体等の協力を得て防災計画を作成する。

(2) 大会の防災対策における主要業務は次のとおりとする。

- ア 屋内外の火気の取扱い指導及び火災の防止
- イ 危険物、高圧ガス及び煙火の取扱い指導
- ウ 避難経路及び避難口の確保並びに定員の確保
- エ 災害時の避難誘導
- オ その他必要な業務

5 大会期間中における危機管理対策

大会期間を通して、大規模災害等緊急事案が発生した場合の対応については、都実行委員会が、関係機関・団体等と連携を図り、迅速かつ的確な対策を講ずるものとし、大会期間中の危機管理対策における主要業務は次のとおりとする。

- (1) 事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
- (2) 一般観覧者等の安全確保及び避難誘導
- (3) 救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
- (4) 通信手段の確保、運用
- (5) その他必要な業務

第9 高校生活動

1 趣 旨

高校生活動を教育活動の一環として積極的に捉え、競技に出場「する」高校生のみならず、大会開催に「支える」「応援する」立場から携わることにより、豊かな人間関係を築くとともに、感動や達成感を味わうことができる活動を推進する。

また、活動に当たっては、地元の高校生が企画・準備・運営に自らの創意工夫をもって取り組めるよう、多様な活動の場を提供し、都実行委員会、都高体連、関係機関・団体等とともに連携を図りながら推進するものとする。

2 活動体制

高校生の活動を推進するため、「東京都高校生活動推進委員会（以下「都推進委員会」という。）」を組織する。都推進委員会は都内高校生で構成し、主に広報活動を担当する。活動は、高校生の主体的な発意によるもの、都実行委員会からの協力要請への対応などに基づいて行われる。

3 主要事業

(1) 広報・おもてなし活動

広報活動、各学校への啓発活動、総合案内所設置及び運営、歓迎活動、広報グッズ・記念品の考案及び製作、観光地紹介など

(2) 運営補助（各競技種目別大会）

各競技種目別大会運営補助及び競技補助員（公式審判を含む。）など

(3) 草花装飾活動

農業関係の学校と連携し、各競技会場及び会場周辺や、事前イベントその他、PR活動として適した場所における装飾用草花の栽培育成・草花アレンジなどを行う。

(4) その他の活動